○国土交通省告示第四百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十一年三月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道201号改築工事(香春拡幅・福岡県田川郡香春町大字高野字 豆田地内から同町大字鏡山字岸高地内まで)及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県田川郡香春町大字高野字豆田及び字高柳並びに大字鏡山字カラ川、字中鶴、字朝倉、字大地崎、字大内崎、字神出、字向山、字サヤガ谷、字薮田、字清水ヶ追、字清水ヶ谷、字鍋ヶ谷、字磨石、字下入道、字小山口、字小ヶ倉、字西ヶ原、字湯出、字草履造、字小呉、字荒堀、字棚田及び字岸高地内
- 2 使用の部分 福岡県田川郡香春町大字鏡山字中鶴、字朝倉、字大地崎、字大内崎、字神出、字向山、字清水ヶ迫、字鍋ヶ谷、字磨石、字西ヶ原、字草履造及び字小呉地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道201号改築工事(香春拡幅)及びこれに伴う町道付替工事」(以下「本件事業」という。)は、福岡県田川郡香春町大字高野字豆田地内から大字鏡山字岸髙地内までの延長2.2kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う町道付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道201号改築工事(香春拡幅)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道201号(以下「本路線」という。)は、福岡県福岡市を起点とし、京都郡 苅田町に至る延長約91kmの主要幹線道路であり、九州北部方面に集結する自動車関 連産業の部品工場と組立工場との連絡や原材料輸送などに利用され、九州北部の社 会経済活動を支える重要な役割を果たしている。

本路線が通過する京都郡苅田町は、港湾法(昭和25年法律第218号)による重要港湾に指定され、セメント関連取扱量が全国第3位である苅田港を擁し、本路線の沿線地域である田川市等にはセメント関連工場が存在していることから、本路線は物流交通に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に係る本路線(以下「現道」という。)は、物流等による通過交通と地域住民による通勤及び通学のための地域内交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず一部区間を除き2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、田川郡香春町鏡山地内で20,444台/日であり、混雑度は1.49となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が 図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年9月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値がみられるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物について は環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているオヤニラミ、絶滅危 惧Ⅱ類として掲載されているヤマトシマドジョウ、ミナミメダカ、クルマヒラマキ ガイ等、準絶滅危惧として掲載されているモノアラガイ等その他これらの分類に該 当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。) が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズ マツバ及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ、カワヂシャ 及びエビネその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業 がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されるこ となどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回 避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、オヤニラミ、ヤマ トシマドジョウ、カワヂシャ等については、工事の実施により河川内に濁水が流入 する可能性があることから、専門家の指導助言を受け、施工時に仮締切りや切回し 水路等の設置を行う工法の採用により河川への濁水流入を防止することとしてい る。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が 確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ず ることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、福岡県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である北側拡幅案、南側拡幅 案及び両側拡幅案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較す ると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数が最も少ないこと、土工バラン スが最も良いことに加えて、現道を供用しながら拡幅工事が可能であるため、最も 施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技 術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められ る。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘 案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の

利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる筑豊横断道路建設促進期成会等より、 本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県田川郡香春町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

福岡県田川郡香春町大字鏡山字磨石、字小山口、字小ヶ倉、字西ヶ原、字湯出、字草履造、字小呉、字荒堀、字棚田及び字岸髙地内